

学校給食無償化について

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ※給食費無償化をしているのは、岩倉市(義務教育課程内の第3子以降)、清須市(世帯非課税もしくは所得割課税なしで市立小中学校へ同一世帯からの第3子以降)のみ
- ※大口町は小・中学校の給食費の半額補助を実施
- ※大治町は月額一人150円の給食費補助を実施
- ※飛島村は負担軽減を目的で給食部会に補助を実施

市町村名		「義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください」の回答
0	愛知県	学校給食にかかる経費については、学校給食法により負担者が定められており、施設設備費・人件費は設置者である市町村、その他の経費は保護者が負担することになっております。ただし、光熱水費は管理的経費の性格が強いことから設置者負担とすることが望ましく、県内の市町村では食材料費のみを保護者に負担していただいております。 なお、一部の市町村においては、保護者の経済的負担を軽減するために給食費の一部に補助しております。
1	名古屋市	学校給食の実施に必要な経費については、学校給食法第11条等により、施設や設備費、職員の人件費等を学校の設置者である市が負担し、これら以外の経費として食材料費は保護者負担とされていますので、ご理解いただきたいと存じます。
2	豊橋市	本市では、学校給食の食材料費分を給食費としています。現時点では、給食費無料化は考えておりません。
3	岡崎市	学校給食における給食費については、学校給食法第11条第2項に保護者負担と規定されていることから、市が独自に無料にする予定はありません。
4	一宮市	学校給食法第11条第1項及び第2項の規定により、学校給食に要する経費(食材料費)は、学校教育法第16条に規定する、学校給食を受ける児童・生徒の保護者の負担とすることとなっているため現行どおりです。
5	瀬戸市	現在は、考えていません。
6	半田市	学校給食費については、学校給食法第11条第2項で学校給食の実施に必要な施設及びに要する経費並びに運営に要する経費以外の食材に要する経費は保護者の負担と規定されており、無料とする考えはありません。
7	春日井市	給食費は、材料代の対価として保護者に負担していただくことになっており、無料とすることは考えていません。
8	豊川市	学校給食法第11条の第2項の規定に基づき、食材料費は児童生徒の保護者が負担することとなっていますので、本市としては、無料にするのを考えておりません。
9	津島市	学校給食法第11条に基づき保護者に負担していただいております。給食費の無料化は考えておりません。
10	碧南市	給食費を無料にすることは考えていません。学校給食をうける児童又は生徒の保護者の負担とする学校給食法第11条2項を遵守します。
11	刈谷市	刈谷市の学校給食センターでは、学校給食を国の定めた「学校給食法」に基づき運営しています。法の第11条第2項には、学校給食に要する経費は(食材の購入費)、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする。と謳われています。 この規定により、保護者から給食費を負担していただいております。給食費の無料化は考えておりませんのでご理解をお願いします。
12	豊田市	※文書回答なし
13	安城市	考えていません。
14	西尾市	給食費の経費の負担につきまして、学校給食法第11条第2項により、施設及び設備に必要な経費並びに学校運営に要する経費以外の経費については、児童・生徒の保護者が負担することとなっています。徴収している給食費については、賄材料費分に相当しますので児童・生徒の保護者に負担していただきたいと考えます。
15	蒲郡市	確かにお聞きしました。

市町村名	「義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください」の回答
16	犬山市 学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や運営に要する経費は学校の設置者である市が負担することとなっていますが、食材費、いわゆる学校給食費は、学校給食を受ける児童・生徒の保護者の負担とすることになっています。
17	常滑市 小中学校の給食費について、無料化は検討していません。
18	江南市 学校給食法第11条第2項に基づき、保護者負担となっています。
19	小牧市 現在のところ無料にする予定はありません。
20	稲沢市 給食費の無料化につきましては、学校給食法第11条に、学校給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担、その他の学校給食に要する経費は保護者負担と明記されておりまして、今後も給食費の保護者負担(材料費)は継続させていただきたいと考えております。
21	新城市 現在、極力給食費を抑えて負担軽減に努めています。
22	東海市 学校給食法(昭和29年6月3日法律第160号)第11条第2項により学校給食費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担となっておりますので、給食費を無料にはできません。
23	大府市 学校給食法及び同法施行令に基づき、保護者に負担をいただいています。現在のところ学校給食費についての無償化は考えていません。
24	知多市 学校給食法において経費の負担区分が定められており、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、義務教育諸学校の設置者の負担とし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とするとされていることから、学校給食費を無料化する考えはありません。
25	知立市 学校給食法に基づき、食材購入相当分については給食費の負担とさせていただきます。
26	尾張旭市 学校給食の経費の負担については、学校給食法第11条で、実施に必要な施設、設備、運営に要する経費のうち政令で定めるものは設置者の負担、これ以外の経費は児童又は生徒の保護者の負担とすることと規定されており、食材費分を給食費としてお願いしています。 *台風、インフルエンザによる給食中止に伴う食材購入費の損失補填を実施。
27	高浜市 義務教育の無償については、憲法第26条第2項に規定されておりますが、無償についての見解は、「教科書国庫負担請求事件」によって最高裁判例が出されています。半理恵では、「憲法の義務教育は無償とするとの規定は、授業料のほかに、教科書、学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできない。」としています。したがって、国においてはこれらの判例からも、義務教育の無償の件については、現行制度の実効性が担保されているものであり、本市においても当然のことながら無償化すべきものとは考えておりません。
28	岩倉市 給食費の無償化につきましては、学校給食法第十一条の規定により、給食の施設・設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担とし、それ以外の学校給食に要する経費は保護者の負担とする、と明記されております。よって、当市では、原材料費のみ保護者の負担をお願いしております。 *なお保護者負担の軽減に配慮するため、市の単独事業として義務教育課程内における第3子以降の給食費の無償化を実施しております。
29	豊明市 賄い材料は保護者負担のため、今までとおりです。
30	日進市 現在のところ考えておりません。
31	田原市 給食費は、食材の実費を徴収しております。(調理する人などの人件費・光熱水費等は含まれていません。) 学校給食の無償化は、何らかの財源措置(国・県)が無ければ市単独では財政的に難しいと考えております。 その支払いに困る方は、生活保護や就学援助で対応していきたいと考えております。

市町村名		「義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください」の回答
32	愛西市	考えておりません。 義務教育は「憲法第26条第2項」で無償であると規定しており、教育基本法第4条12の本条の趣旨の具体的な内容として、国公立義務教育課程における授業料不徴収と明記されています。また、教科書等については、別途「教科書無償給与制度」を設け、無償配布されております。しかし、給食費につきましては、「学校給食法」第11条2に「保護者の負担とする」とあります。本文中「義務教育は無償」とありますが、上記のことから、授業料以外は原則有償となります。また、給食費を無料にすることは他に財源が必要となります。
33	清須市	学校給食費に関する補助は就学援助では全額、特別支援教育就学奨励費では半額、(また第3子以降は、給食費補助要綱により、清須市立小中学校へ同一世帯から3名以上かよっている場合は、その世帯の課税状況が非課税かもしくは所得割課税がない場合には、第3子以降の児童生徒について給食費が全額補助の対象)となっております。現在のところ全児童生徒分の給食費の無料化は検討していません。
34	北名古屋市	学校給食は、学校給食法第11条の規定により給食に係る材料費については、保護者の負担とすると規定しております。しかし、教育の一環と考えますと補助制度の方法もありますが、財政困難の現時点では考えていませんので、ご理解をお願いします。
35	弥富市	給食費を無料にすることは、考えていません。
36	みよし市	※文書回答なし
37	あま市	給食費の無料化は現在のところ考えていません。
38	東郷町	趣旨は理解しますが、ご要望にお応えすることはできません。
39	長久手市	現行どおりとします。
40	豊山町	無料については考えていません。
41	大口町	平成22年度から小・中学校の給食費の半額を町が補助しています。
42	扶桑町	学校給食法第11条の規定に基づき、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担をお願いします。
43	大治町	保護者負担を少しでも軽減できるように、給食費を負担している保護者に対し児童生徒1人につき月額150円の補助。
44	蟹江町	できません。
45	飛島村	保護者の負担軽減を目的として、学校給食部会への補助金を設定していますので、現時点では無料とすることを検討していません。(600円)
46	阿久比町	現行の学校給食法では、施設及び設備に要する経費と運営は設置者の負担、給食費については保護者負担と定められているため、義務教育とはいえ、無料の考えはありません。
47	東浦町	学校給食は学校給食法に基づき、教育活動の一つとして実施しており、同法で給食運営の経費のうち、施設に関する費用や人件費以外の食材費は保護者の負担とすることが定められています。これは、子どもに栄養バランスの優れた食事を提供し、成長を助けるものであることから、保護者に相応の負担をしていただくという考えに基づくものでありますから、学校給食費を無料にする考えはございません。
48	南知多町	賄い材料費等につきましては、本来保護者負担と考えておりますので、無料化する予定はありません。
49	美浜町	学校給食費の無料化については今のところ考えていません。
50	武豊町	現行制度で実施してまいります。
51	幸田町	引き続き現行どおり保護者負担でご理解をお願いします。
52	設楽町	財政上の事情もあり、無料化は想定していません。学級費補助金等教育費の負担軽減に努力します。
53	東栄町	今のところ無料化はかんがえておりません。
54	豊根村	極力給食費を抑えています。無料化は現在は考えていません。